25年分 10397 仮工を

昭和二十五年一月中官報物価号外目録

自第一号
至第八一号

告示

●電気通信省、物価庁

一　外国電報料金指定中改正　(四)一四

二　同上　(四)一六

●物価庁

（主要食品）

二　米麦等の販売価格の統制額指定　(一)一

三　米粉類、穀粉類等の販売価格の統制額指定中改正　(一)一

六　清酒及び合成清酒上　(二)一

七　焼ちゅう及び味りん同上　(三)一

八　ビール同上　(四)一

九　雑酒同上　(四)一

一三　酒類の表示様式指定中改正　(六)一

一四　麦粉等の販売価格の統制額指定中改正　(六)一

一四　飼料等の販売価格の統制額指定中改正　(六)一

一五　飼料等及び糞麦の販売価格の統制額指定中改正　(六)一

一七　粋マイ及び糞麦の販売価格の統制額指定中改正　(六)一

八二　パン類の販売価格の統制額指定中改正　(八)一

九〇　米麦等の販売価格の統制額指定中改正　(八)一

（生鮮食品）

八三　鮮魚類の販売価格の統制額指定中改正　(八)一

八四　加工水産物同上　(八)一

（工業食品）

四　塩脂大豆等の販売価格の統制額指定中改正　(一)一

五　グルタミン酸ソーダ粉末調味料同上　(二)一

一一　清涼飲料同上　(二)一

一二　制額指定　(六)一

七五　食料品罐詰及び壜詰同上　(一)一

七六　しょう油、アミノ酸液及び粉末しょう油同上　(一)一

七八　外国産油脂原料の油糧配給公団販売価格の統制額指定中改正　(一)一

一一七　植物浦柏の販売価格の統制額指定中改正　(一)一

一一八　動植物油脂等及び人造バター同上　(一)一

（特産物）

一二四　木材の統制額に関する取引高税の適用力を昭和二十四年以降

一二五　亜麻茎及び昭和二十四年以降産麻類の販売価格の統制額廃止　(一)一

二六　亜麻漁網の販売価格及び同編網加工賃の統制額廃止　(一)一

七四　綿草及び藺製品の販売価格の統制額廃止　(一)一

八九　椰子繊維漁網の販売価格及び同編網加工賃の統制額廃止　(二)一

九八　木炭の販売価格の統制額廃止中改正　(二)一

一二四　亭蛋漁網の販売価格及びこれ編網加工賃の統制額廃止　(二)一

一一九　O・K・T及びO・K・B漁物染料の販売価格の統制額指定中改正　(二)一

（勧力）

三〇　石油の販売価格の統制額指定中改正　(一)一

八五　同上　(一)一

（金属）

一五　食料品罐詰用亜鉛及び同鑑の販売価格の統制額指定　(一)一

一六　五ガロン罐詰類、亜鉛鑑金、カドミウム鑑金五ガロン罐及び同鑑同上　(一)一

一七　ドラム罐同上　(一)一

一八　錫鉄管同上　(一)一

一九　亜鉛鉄板同上　(一)一

二〇　鋼索同上　(一)一

二一　鉄鉄著造圧延鋼材及びその半製品　(一)一

三二　硫化鉄鉱の確黄分同上　(一)一

三三　確黄同上　(一)一

九一　貴金属特別会計が買上げ又は造幣庁の売渡価格の統制額及び指定　(一)一

九二　鉄の屑及び故の販売価格の統制額指定　(一)一

九三　昭和二十二年六月十日物価庁告示第二百八十三号中改正　(一)一

（機械器具）

一一一　自転車、リヤカーの部分品及び附属品の販売価格の統制額廃止　(一)一

一一二　小型自動車部品及び自動車部品の販売価格の統制額廃止　(一)一

一一三　小型四輪自動車同上　(一)一

（化学製品）

二一　セメントの販売価格の統制額廃止　(一)一

八八　工業用水溶剤の販売価格の統制額指定中改正　(一)一

一〇二　硫酸アルミニウムの販売価格の統制額廃止　(一)一

（繊維製品）

三六　帽子の販売価格の統制額指定中改正　(一)一

三七　かや等同上　(一)一

三八　寝具及び枕同上　(一)一

三九　労務者用雨衣同上　(一)一

四〇　交通運輸用雨覆同上　(一)一

四一　野外天幕同上　(一)一

四二　柔道帯同上　(一)一

四三　相撲用褌同上　(一)一

四四　災害防具同上　(一)一

四五　足袋同上　(一)一

四六　麻生地に鑑織物その他鑑糸による製品を原材料として使用した足袋同上　(一)一

四七　工業用帆同上　(一)一

四八　綿線編品同上　(一)一

四九　放出手袋及び手縮成形製品同上　(一)一

五〇　放出絹メリヤス製品同上　(一)一

五一　衣料製品同上　(一)一

五二　麻生地に鑑織物その他鑑糸による製品を原材料として使用メリヤス生地製品同上　(一)一

五三　漁業用以外のマニラロープ及び大麻綱等同上　(一)一

五四　漁業用以外の同製品同上　(一)一

◎凡例

件名上の数字は告示番号
件名下の数字は上段は頁数、下段は日
（）内の数字は号外番号

五五　毛織物同上　一一一
五六　特殊糸織物同上　一一一
五七　追加規格の毛織物同上　一一一
五八　七、四八一一依日戎糸使用毛織物同上　一一一
五九　五十五万ヤード日戎混用毛織物　一一一
六〇　中梯毛織物同上　一一一
六一　同軍用毛織物同上　一一一
六二　輸出品規格によるステープルファイバー織物同上　一一一
六三　ステープルファイバー織物同上　一一一
六四　特別放出綿織物同上　一一一
六五　綿出品規格による綿織物同上　一一一
六六　綿糸の販売価格の統制額指定　一一一
六七　衣料製品の加工料の統制額指定中改正　一一一
六八　新規衣料製品同上　一一一
六九　紋捺及び紋染加工料金の統制額指定中改正　一一一
七〇　綿織物の染色等加工料金の統制額指定中改正　一一一
七一　制額指定中改正　一一一
七九　表生地に綿織物その他糸による製品を原材料として使用した衣料製品の販売価格の統制額指定中改正　一一一
八七　手編糸同上　一一一
九九　輸出品に使用される機織品を販売又は委託加工する場合の販売価格の統制額指定中改正　一一一
一〇〇　物の販売価格の統制額指定中改正　一一一
一〇一　金糸紅梅毛布の販売価格の統制額指定　一一一
一〇七　毛織糸の販売価格の統制額指定中改正　一一一

一〇八　輸出機織品及びその原材料である綿織品の統制額に関する件中改正　一一六
一〇九　販売価格の統制額指定中改正　一一六
一一〇　貿易会頃保有四十七万ヤードの放出毛織物の販売価格の統制額指定　一一六
（工業品）
一一一　シャツンプーの販売価格の統制額指定中改正　一一一
一一四　紙類の統制額中物品税の表示削除　一一一
一一五　セロファンの販売価格の統制額指定　一一一
一一七　統制額廃止物品指定（板紙等）　一一一
一一八　バルブの販売価格の統制額指定　一一一
一一九　再製タイヤ用煉生地同上　一一一
一二五　同検査機関指定　一一一
一二六　自動車タイヤ更生代の統制額指定　一一一
一二七　同検査機関指定　一一一
一二八　クレゾン類の販売価格の統制額廃止　一一一
一二九　弗化機維素凝革、油布、短機維同上　一一六
一三四　医薬品（加香ヒマシ油）の販売価格の統制額指定中改正　一一六
一三五　同（ヴァスターゼ、アルコール等）同上　一一六
（交通事業）
一四〇　取引高税法施行に伴う運送元請運賃料金の統制額に対する加算額の特例廃止　一一四
一四一　早川慎一申請による通運事業運賃及び物地牽引料可　一一六
（料金）
一四二　日刊新聞の購読料の統制額指定中改正　一一一
一四三　日刊新聞の購読料の統制額指定　一一四
（価格査定）
一四七　査定証紙等に取引高税加算額を表示する場合の様式廃止　一一一
一四九　販売価格査定を受けるべき物品及び価格査定をなす者指定中改正（綿織物等）　一一一
一五一　価格等表示規則第五條の規定による様式指定中改正　一一一
（その他）
一五二　織入物品の価格に関する件　一一一
一五三　昭和二十二年六月十日物価庁告示第二百八十三号中改正　一一一
一五八　取引高税法施行に伴う加算額廃止　一一一